

平成28年5月27日

鹿児島市長 森 博幸 様

鹿児島市清掃事業審議会
会長 井上 佳朗

家庭ごみの有料化について（答申）

平成27年10月8日付け、リ推第119号により諮問されました「家庭ごみの有料化（一般廃棄物処理手数料の徴収）」について、6回の審議会を開催するとともに、既に有料化を実施している自治体への現地調査を行い、各面から検討を行った結果、下記のとおり答申いたします。

記

- ・鹿児島市の家庭ごみの総量は、市による様々な取り組みの中で、総排出量はここ数年微減傾向で推移しており、今後も、人口の減少に伴い減ることが見込まれる。しかし、市民一人当たりの排出量は横ばい傾向で、中核市の中でも多い状況にあることから、この減量化を進めることが重要である。
- ・ごみ減量施策の一つである家庭ごみの有料化は、鹿児島市においても、減量化・資源化の一層の推進、排出量に応じた費用の負担、市民意識の改革（減量化・資源化の再認識）、埋立処分場の延命化といった効果が期待できる有効な手法である。
- ・新たに経済的な負担等が生じることになる家庭ごみの有料化は、鹿児島市における家庭の収入と支出の動向や高齢化の進展等を考慮すると、その導入時期や実施方法について慎重な検討が必要である。

これら現在の鹿児島市のごみ排出量やごみ処理の現状、社会経済状況等を踏まえると、家庭ごみの有料化を直ちに実施するのではなく、まずは、有料化以外の施策をこれまで以上に積極的に講じ、さらなる家庭ごみの減量化・資源化を進めるよう要請する。

それでもなお、減量化・資源化の推進が見られない場合は、有料化の手法も用いてその推進を図るべきであるが、実施にあたっては、その時点の経済状況を十分に勘案した上で、有料化に伴う手数料収入を「環境にやさしい社会を実現するための施策」や、「市民サービスの向上につながる施策」に充てるとともに、市民の合意形成に十分努められたい。

以上

1. 鹿児島市の家庭ごみの現状について

鹿児島市の家庭ごみの総量は、市による様々な取り組みの中で、総排出量はここ数年微減傾向で推移しており、今後も、人口の減少に伴い減ることが見込まれる。しかし、市民一人当たりの排出量は横ばい傾向で、中核市の中でも多い状況にあることから、この減量化を進めることが重要である。

(1) 家庭ごみの減量化・資源化施策の現状

鹿児島市では、家庭ごみの減量化に向けて資源物回収活動や生ごみ処理機器設置に対する助成、ごみ出しマナーや分別徹底を啓発する3R運動の推進などに取り組んでいる。

また、資源化については、平成9年度から順次分別収集を実施し、現在は15分別16品目の資源化を行っている。

(2) ごみ排出量

このような取り組みを実施する中で、鹿児島市の家庭からのごみ排出総量は、ここ数年微減傾向にあり、平成27年度で15万2,500tとなっている。今後も、人口減少（「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における平成72年の人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した場合で41万7,106人、同ビジョンにおける目標で51万5,000人）に伴って減ることが見込まれる。

しかしながら、市民一人当たりの排出量は横ばい傾向であり、中核市47都市中、少ない方から40位前後であることから、この減量化を進めることが重要である。

【表1】鹿児島市の各家庭からのごみ排出量

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総量	159,173t	156,108t	155,030t	152,854t	152,500t
市民1人1日当たりの量	718.6g	704.4g	699.1g	690.2g	689.9g
中核市（47市）中の順位	42位	39位	41位	41位	未集計

【表2】鹿児島市の人口推移と予測

(1) 人口推移(各年10月1日)						
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
国勢調査人口(人)	605,846	—	—	—	—	600,008
推計人口(人)	605,846	606,890	607,203	607,604	606,750	605,614
※平成27年の国勢調査人口は速報値						
(2)「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による人口予測						
	平成32年 (4年後)	平成37年 (9年後)	平成42年 (14年後)	平成47年 (19年後)	平成52年 (24年後)	平成72年 (44年後)
国立社会保障・人口問題研究所準拠(人)	590,745	577,226	560,878	541,658	519,563	417,106
同ビジョンにおける目標(人)	—	—	—	—	—	515,000

2. 家庭ごみ有料化の効果について

ごみ減量施策の一つである家庭ごみの有料化は、鹿児島市においても、減量化・資源化の一層の推進、排出量に応じた費用の負担、市民意識の改革（減量化・資源化の再認識）、埋立処分場の延命化といった効果が期待できる有効な手法である。

（1）ごみの減量化・資源化の一層の推進

既に有料化を実施している都市のうち、中核市で平均15%、九州・沖縄の県都市で平均11%のごみ減量（いずれも導入後3年目）がみられることから、有料化の実施は、できるだけ費用負担を軽減しようとするインセンティブとなり、ごみの発生抑制による減量化が期待できる。

また、有料化の対象を「もやせるごみ」と「もやせないごみ」とし、「資源物」については低額または無料とすることで分別の促進が図られ、資源化が進むことも期待できる。

（2）排出量に応じた費用の負担

ごみの減量に積極的に取り組み排出量が少ない人と、そうでない人の間では、受けるサービス（収集・運搬）の量に差があるものの、現在の鹿児島市はどちらにも手数料の負担を求めていない。

しかし、有料化を実施することで、排出量に応じて手数料負担が発生するため、受けるサービスの量に応じた費用負担とすることができます。

（3）市民意識の改革（減量化・資源化の再認識）

家庭ごみの有料化を実施することで、市民がごみ処理コストを意識し、今まで以上に関心をもって家庭におけるごみの減量化・資源化に取り組んでもらうきっかけづくりとなる。

（4）埋立処分場の延命化

鹿児島市では、家庭から排出されたもやせないごみや清掃工場における焼却残渣等を横井埋立処分場に埋め立てている。同処分場は現時点では逼迫した状況ではないが、容量には限りがある。

将来、新たな埋立処分場が必要となる時が来るが、建設にあたっては用地選定、環境調査、造成工事などに多大なコストと時間を要する。このため、ごみの減量化・資源化を一層進め、現在の処分場を少しでも長く使えるようにすることが大切である。

3. 鹿児島市の家庭の収入と支出の動向について

新たに経済的な負担等が生じることになる家庭ごみの有料化は、鹿児島市における家庭の収入と支出の動向や高齢化の進展等を考慮すると、その導入時期や実施方法について慎重な検討が必要である。

経済は緩やかな回復基調が続いているとされているが、鹿児島市の家庭の収入と支出は厳しさを増しているとともに、人口に占める高齢者の割合も多くなっている状況である。このような中、新たに経済的な負担等が生じることとなる家庭ごみの有料化の実施は慎重に検討する必要がある。

【表3】鹿児島市における家庭の収入と支出の動向

(1)鹿児島県の勤労世帯賃金指数

(鹿児島県企画部統計課「毎月勤労統計調査地方調査結果」より)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
名目指數	100.4	98.2	98.0	100.3	101.1
実質指數	100.8	99.1	98.7	98.3	97.8

(2)鹿児島市の支出(総務省統計局「家計調査」より)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総世帯消費支出(円／月)	254,889	264,368	269,987	259,940	237,348
総世帯エンゲル係数	21.6	20.2	21.0	20.7	23.6

【表4】鹿児島市の高齢化の進展（「住民基本台帳」より）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
鹿児島市の人口に占める 65歳以上の割合	21.11%	21.67%	22.53%	23.42%	24.18%

【参考】鹿児島市が有料化する場合のしくみについて

現時点で鹿児島市が有料化する場合、当審議会が適当と考えるしくみは次のとおりであるが、実際に導入する際には、実施時点での経済状況等を踏まえ、改めて検討することが必要である。

(1) 対象となるごみ

「もやせるごみ」と「もやせないごみ」を有料とし、資源物は無料とする。

分別推進と資源化率向上の観点から、資源物は無料とすべきである。

(2) 手数料額の水準

有料化実施時点の経済状況や、期待できるごみ減量効果等を十分に勘案した上で、適切な水準に設定

他都市の水準（ごみ袋1リットルあたりの平均は、中核市0.9円、九州・沖縄の県都市1.2円、県内市0.5円）や、市民の負担感等も考慮すべきである。

(3) 手数料の徴収方法

一定の手数料を上乗せした指定ごみ袋（大小4種類程度）の利用

有料化のしくみは市民に分かりやすく、また、市の業務も煩雑とならない方法とすべきである。そのため、市民には決まった手数料額が上乗せされた指定袋を購入してもらい、それにごみを詰めて排出する方法が適切と考える。なお、各家庭が最適と考える大きさの指定袋を選ぶことができるよう、大きいものから小さいものまで4種類程度を製作するべきである。

(4) 手数料の減免や有料化対象外とすべきもの

- ・生活保護世帯（ただし、世帯ごと一定の量に限る）
- ・紙おむつやストーマ、腹膜透析等を利用して出るごみ
- ・町内会等が実施したボランティア清掃によるごみ
- ・剪定枝

(5) 手数料収入を充てる施策

ごみ減量方法の啓発や違反ごみ対策、高齢者等ごみ出しに支援を必要とする方々に対応した収集サービスの拡充、ごみの減量化・資源化に資する活動等に対する補助金の拡充、ごみステーションの改善など様々な施策を行うべきである。

どのような併用施策を行うにしても、手数料の收支を明確にして、市民に分かりやすい形で実施することが大切である。

(6) 市民の合意形成

メディアを使った広報・啓発のみならず、町内会などを対象にした住民説明会や周知パンフレットの全戸配布などをきめ細かに行う必要がある。